

教育民生委員会

【議案第1号】令和7年度鯖江市一般会計予算

4,180万円

学校給食費支援事業費について

説明 学校給食費の値上げ等への対応と家計の負担軽減を図るため、児童1人当たり、月額1,000円の補助を行う。

問 月額1,000円の補助ということだが、その金額に決めた根拠、考え方は。

答 小学校、中学校ともに、令和7年度に給食費を増額する予定である。金額はまだ確定していないが、それぞれの学校で設定している給食費について令和4年度と比較して、平均で月額1,000円の増額となる見込みであることから、月額1,000円に設定した。

問 給食費を各学校で設定していることにより、それぞれの学校で単価を抑えるために、極端に給食の量が減ってしまうことや、副食などの栄養バランスが崩れてしまうのではないかといった心配の声をいただくことがある。所見は。

答 小中学校計15校に対して栄養教諭を4名配置し、栄養教諭1名が3校～4校を担当し献立を考えている。翌月の献立を考えるため、月に2度栄養教諭が協議を行っており、その中で極端に量を減らすことや栄養バランスが崩れることがないように給食の質や量の平準化を行うとともに、質の向上を図っている。

【議案第15号】鯖江市こどもの権利条例の制定

こどもの権利条例の制定について

説明 この条例は、こどもは生まれた時から権利を持っており、そのこどもの権利を大切に守っていく考えを市民が理解することにより、鯖江市のまちでこどもの健やかな成長および発達を支えていくための基本的な事項を定めるものであり、成長過程であるこどもが、地域・学校・家庭の中でいろいろな関わりを持って健全に成長していく上で必要な権利を明文化し、見える化をして、地域全体でこども達を育てていく。そういった道しるべになるものと考えている。

問 この条例を施行した場合、市や教育委員会はどのような役割を果たしていくのか。

答 こどもまんなか課、保育・幼児教育課等の市長部局の関係部署のみでなく、教育委員会の学校教育課も事務局となっている「子ども・子育て会議」があり、この「子ども・子育て会議」を中心として、市と教育委員会が合同でこどもの権利が大切に守られるための取組を進めるため、鯖江市こども計画をつくり、実行するとともに、こども、学校等関係者、保護者等の意見を聞きながら、毎年、こども計画の進捗を評価していく。また、学校教育においても、こども達が自らの権利を理解し、大事なものであることを学び取ると同時に、自分以外の人にも同じ権利がある、そういったことを学ぶ機会を設けていきたい。同時に先生方にも、こどもの権利条例の精神、想いを研修を通して学んでいただくとともに、学校の中でこども達の思いをしっかりと酌み取ってもらい、あるいは先生方が何気なく使っているこども達への言葉が、こども達の権利や人格を否定していないか、そういったことを今一度見つめ直していただければ、機会があるたびに伝えていきたい。



鯖江市ケアハウス「グレースフルわかたけ」の特定事業契約の更新について

説明 平成17年10月に、本町2丁目にPFI事業において建設したケアハウス軽費老人ホームの特定事業契約について、今年度末に当初の契約期間20年が終了し、更新の時期を迎えていることから、現運営事業者である「社会福祉法人わかたけ共済部」との事業期間を20年間延長し、令和27年3月末までとするものである。また、賃借料については、施設の長寿命化を図るための修繕が今後も適宜必要であることから、令和7年度に実施する大規模修繕および今回延長する契約期間内に発生すると見込まれる修繕、今後の資材高騰等、物価スライドを考慮し、これまでの額と同額で事業者との合意に至っている。

問 契約期間について20年延長するということだが、5年や10年での延長について検討はしたのか。

答 ケアハウスは、当初から契約期間20年が経過した後も延長を前提とし、50年以上の運営を見込んだ上で建設した施設である。その施設整備に当たっては国からの補助金を利用しており、国庫補助金の返還義務が生じないよう、国の定める47年を超える運用をしたいと考えている。どのような手法により延長することが市や現在居住されている方にとって適切なのか、また期間は何年が妥当なのかも含めて十分に考慮した結果、5年などの短期間で運営事業者が変わることは居住者の生活環境がたびたび変化する可能性があり、居住者にとっても望ましいものではなく、PFI事業での20年間の期間延長という結論に至った。また、現在の居住者の満足度も非常に高い人気の施設であるため、引き続き現在の事業者に極力長い期間運営してもらえよう、20年という期間で契約延長をしたいと考え事業者に提案したところ、ケアハウスは高齢者の生活の場であり、居住者の安心の担保と安定した事業継続が望ましいという市の想いを理解いただき、同意をいただいた。

問 今後、20年の間で見込まれる修繕などを見込んで賃借料を算出したとのことだが、法改正などにより、予期せぬ大規模改修が必要となることも考えられる。その場合は市が負担することになるのか。それとも、事業者が負担することになるのか。

答 施設の大規模修繕については市の負担において行うものであるため市が実施するが、その他施設の改修、修繕に係る費用については事業者に負担していただくべきものであると考えている。20年間の特定事業契約期間の延長に係る賃貸借契約を取り交わす際には、契約期間中に予期せぬ改修等を行う必要が出てきた場合、賃借料の見直しを協議する旨の条項を盛り込むよう事業者と協議していきたい。

意見 20年という長い期間での契約延長をするのであれば、後年のためにも今後お互いに合意したものについて、覚書などを交わしてしっかり残していった欲しい。今月末までの契約に関する契約期間の延長に関する議案であり、そこに居住する方のことも考えればもう少し早い時期に議会に提出すべきだったのではないかな。次回からは適切な時期に議案を提出するよう気を付けてほしい。



PFI事業とは？

民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法です。あくまで地方公共団体が発注者となり、公共事業として行うものであり、民営化とは異なります。

正式名称を、Private-Finance-Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）といい、頭文字をとってPFIと呼ばれています。

